

第 3 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成26年10月17日（金）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前 9時34分開会

○障害者福祉課長 おはようございます。では、定刻となりましたので始めさせていただきます。

お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。障害者福祉課長の西方でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、平成26年度第3回の障害者施策推進協議会全体会でございます。今回、第8期の委員によります6回目の全体会の協議会となっております。

開会に先立ちましてお知らせがございます。長らく障害者団体を代表する委員といたしまして推進協議会のほうでも委員を務めていただきました天方さんでございますが、去る9月13日にお亡くなりになりました。ここに謹んで哀悼の意を表したいと思います。

天方さんの交代で新しく委員となられる方へ委嘱状をお渡しいたしますので、御紹介させていただきます。

本来でありましたら新宿区長の中山弘子から手渡しすべきことでございますが、委嘱状は福祉部長の小池から交付いたします。

新宿区障害者団体連絡協議会事務局長の今井康之様でございます。

(委嘱状授与)

○障害者福祉課長 よろしく願いいたします。

それでは、今井委員、一言よろしく願いいたします。

○今井委員 皆様おはようございます。新宿区障害者団体連絡協議会の今井と申します。障害者施策推進協議会、平成26年度は第4期障害者計画障害者福祉計画などの策定がある中途中の任期で就任をいたしました。微力ながら皆様のお力になれるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

次に、委員の出席の状況について御報告いたします。

欠席の連絡ですが、助川委員、新井委員、それから中澤委員の3名からは事前にいただいております。都市計画部長であります新井委員と、それから教育委員会事務局次長であります中澤委員は、ちょうど別の会議と重なっております。本日は欠席ということでございます。よろしくお願いいたします。そのため、都市計画部からは都市計画課都市施設係長、それから教育委員会からは教育委員会事務局の教育支援課特別支援教育係長が事務局側のほうの席についておりますので、御質問などには対応できるようにさせていただきます。

このため、ただいま今のところいらしていらっしゃる委員もごございますので、ただいまのところ29名の委員のうち22名の方の御出席をいただいておりますので、過半数になっておりますので、この協議会は設立しています。

では、村川会長、進行のほうをよろしく願いいたします。

○村川会長 皆様おはようございます。

それでは、早速ただいまより平成26年度第3回新宿区障害者施策推進協議会を始めさせていただきます。

お手元にごございます本日の次第に従いまして進めてまいりたいと思います。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。おおむね2時間程度の協議ということになりますので、11時半ころを目安に進めてまいりたいと存じます。

本日の議事といたしましては、協議事項として、新宿区障害者計画並びに第4期障害福祉計画素案、原案についての協議でございます。

最初に資料の確認をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上にA4の縦の印刷で3点置かせていただいております。本日の次第、それから推進協議会委員の新しくなりました名簿、そして、「障害者福祉計画・第4期障害福祉計画」の策定に当たりまして、新宿区障害者自立支援協議会からの提言書が、前回もいただいておりますが、今回も提出されましたので、そちらについて配付させていただきます。

それから、閲覧資料といたしまして「障害者計画・第3期障害福祉計画」、それから「障害者生活実態調査報告書」が机の上に置いてあるかと思います。

そのほかに発送済みの資料といたしまして、障害者計画及び第4期障害福祉計画の素案、これは分冊ということで置かせていただいております。

不足ございませんでしょうか。

○村川会長 ちょっと私のところ名簿がないんですが。

○障害者福祉課長 失礼いたしました。

ほかにごございましたら事務局のほうからお渡しいたします。

では、資料の不足はないということでよろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

本日の協議事項であります障害者計画・第4期障害福祉計画の素案であります。この間専門部会等も開いてまいりましたが、それでは基本的な部分について、説明を、事務局から

お願いし、これまで十分審議いたしておりませんでした特に障害福祉計画の部分について、本日は先行して取り上げてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○障害者福祉課長 8月の第2回、前回の障害者施策推進協議会の後、委員の皆様からメール、それからファクスでたくさん御意見を賜りました。また9月には、第4回専門部会のほうでも素案の作成に向けて協議を重ねまして、本日、配付させていただく資料の形になることができました。本当に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

この素案でございますが、3部に分かれております。会長今おっしゃいましたように、前回までは全体会で主に障害者計画について議論をいただきました。今回第3部から御説明させていただきますしたいと思います。

障害福祉計画でございますので、こちらの3部という書類をよろしくお願ひいたします。

こちらの3部が障害福祉計画となっております。この計画第1章ですが、開いていただきますと90ページというところに第1章、障害福祉計画の背景ということで、これまでの経過を書かせていただき、91ページには、障害者・児を対象とした福祉サービスの体系の、特に新宿区におけるサービスの概要というか、全体像が少しでもわかるようにということで一覧にさせていただいております。ですから、今回の計画には直接関係がない新宿区の単独サービスというものも編成の中に入れさせていただいたり、ちょっと工夫を重ねています。中には、提供できていないサービスも実は名前として載っていますが、一覧として出させていただきます。

それから、東京都によって補っていただいている障害児入所支援というような記載もこちらに入っております。

それから、こちらの、まず障害者・児を対象とした福祉サービスの体系が91ページでしたが、次が、92ページが福祉サービスの総合支援法の自立支援給付費です。

それから、93ページからは、地域生活支援事業の概要です。

それから、94ページにまいりまして、児童福祉法によりますサービスが改めて内容の説明をここでいたしております。

第2章に入ります。こちらが、サービス提供体制の基本的な考え方ということで、これから数値目標などでこれから述べていくわけですが、こういったことを充実させますというこちらが意思表示という形になります。

また、第4期からは、障害のある子どもへの支援体制の確保を追加することになりますので、こちらのほうも新宿区の次世代育成支援計画、子ども子育て支援事業計画と調和を保つ

ような配慮をしております。97ページにそちらのほうがございます。

では、改めて、第3章でございます。

こちらは、障害福祉計画の成果目標及び活動指標がこれから入ってまいります。成果目標といたしましては、国の基本指針が示されておりまして、これらについて決めなさいというようなことがその基本指針によって決められておりまして、それをこちらに生かしております。

1番目が、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということでございます。

こちらは、前回からずっとあるものでございます。目標の1といたしまして、26年度末の施設入所者212名のうち、平成29年度までに地域生活へ移行する人数を10名移行させていきたいということ。

それから目標の2といたしまして、入所施設全体の数につきまして、212名から208名、4名減少するというものでして、上のほうの目標は入っていらっしゃる方が10名、外に出ていくことが目標、そして、目標の2が、総数、例えば施設を退所されますと、その分ほかの方が入られますので、施設の定員数は基本的には変わらないはずなのですが、そういった総数を減らしていくことも目標にしましょうということで、ここにとても小さい数のように見えますが、4名減らすという方も結構大変なことかなというふうに考えております。

そして、それにつきまして、こちらにありますように、いろいろ分析をさせていただき、例えば、第3期では、17年度末に福祉施設に入所していた189名の方が、38名移っていったらいいなということで目標を立てたところですが、実際は、22名の方の移行にとどまりました。こちらは重度重複化、それから高齢化、それからこちらにはちょっと記載がないんですが、受け取るほうの体制などによりまして、なかなかこれまでの体制22名ということになったのかなという分析をしております。そういったことを書かせていただきました。

その一方で、新宿では、こちらの○の2つ目ですが、むしろ区民の方からは地域の中に入所施設が必要だという熱い声を受けまして、平成20年には、けやき園、それから26年、今年度末には45名定員のシャロームみなみ風という、むしろ入所施設を2所ふやしました。こちらにつきましては、一時的に国が言うならばせつかく180名ぐらいまで減らしたのにねというところですが、一時的に212名にふえることとなります。ですので、そういったことを改めてかんがみまして、今回は、一時的にふえるである212名から29年度末に向けて少しずつ減らす、無理なく減らしていけるのであればという目標にさせていただいたものです。

続きまして、地域生活支援拠点等の整備で、こちらは申しわけございません支援「等」の

つけ方を間違えておりました、「地域生活支援拠点等の整備」になっておりますが、こちらは、この「等」を外していただき、「地域生活支援拠点の整備」とさせていただきます。これは素案のほうで直させていただきます。

こちらの目標ですが、29年度までに地域生活支援拠点を整備します。こちらも国の指針の中でしっかりうたわれているものです。私どもの区では、先ほど申し上げました、シャロームみなみ風が、区でほとんど初めてとなります大規模な本格的な入所施設で、入所施設ということは、24時間の施設ということですので、そちらが十分に地域生活支援拠点として整備することになるということです。

それから、こちらにつきましては、シャロームみなみ風の運営法人とも既に同意を得ているところです。

そのほかに、区立障害者福祉センターなど、既に区の中であります社会資源と十分に連携した地域生活支援拠点として一緒になって整備していけたらという思いでこちらに書かせていただいております。

また、精神障害者につきましても、宿泊型の自立訓練を行います障害者生活支援センターが来年の7月にできますので、こちらも、精神障害者に特化した形ですが地域生活拠点としますので、本来30万人に1つはつくりなさいというような指針になっているわけですが、そちらを2つも設置できるということで、区とすると、かなり順調にこれに対しても目標が立てられるというふうに考えております。イメージ図がそちらにございます。ちょっと見づらくて申しわけございません。

続きまして、100ページです。福祉施設から一般就労への移行です。

こちらも、申しわけないです「等」がつけ方が間違っております、福祉施設等からの一般就労への移行というふうにこだわらせていただきます。こちらの「等」は、後ろの「等」を「福祉施設の後ろの等」に移してください。

目標の1です。29年度末に重層的就労支援体制において一般就労者数を年間73名以上といたします。

それから、目標の2ですが、29年度末の就労移行支援事業所の利用者数を60名以上といたします。

それから、就労移行率が2割以上となる区内の就労移行支援事業所が29年度末までにその就労移行支援事業の総数の5割以上ということを目指します、というものです。

25年度も既に区の障害者就労支援事業の活用によりまして、実は福祉施設等からの移行で

58名の方が一般就労に移行していただいております。こちらは、第3期末の42名という目標に対して既に138%の達成率でございました。

それから、新宿区では、ずっと申し上げていることですが、この福祉施設からの移行ということだけではなく、就労をされるときに、適切な支援をしたいということをやっと掲げておりまして、無理なく就労していただき、またそれを継続していただくための支援ということも大切にしております。そういった意味で、新宿区勤労者・仕事支援センターで行われております新宿区の障害者就労支援事業、この事業をどこかの施設に入っていらっしゃる方だけでなく、既に就労されている方や、もともと学校等から直接企業に就労される方への支援というものを大切にしております、そういったことの方への支援を含めて、就労される方の数字が大変増加傾向にございます。また、雇用促進法の効果もございまして、障害者の一般就労自体が比較的堅調なんです。その中で福祉施設からの就労も順調だということがありまして、今後も、この体制を継続していきますということを書かせていただいております。

それから、今回から初めてなんですが、就労移行支援事業所は、実は新宿区でも、前は1施設もなかったんです。就労移行支援事業所は、どんどん今はふえる傾向にございます。1カ所だったものが、10カ所になりました。そちらのところで、移行支援というのは就労に移っていただくために専用の施設ということになりますので、就労されることが結果として求められております。

そういったところから、それをしっかりやったださる事業所の数をしっかりふやしていきこうというのがこの指針になっております。

こちらのほうに増加の傾向などを書きました。ただ、国の指針では、移行率が3割の事業所というふうになっているのですが、まだ新しいこともありまして、2年間で卒業することが目標となっておりますので、それを考えますと、いきなり3割というのは苦しいのかなということもありまして、新しい事業所が多いということから、新宿区では2割以上の移行率というふうにあえて下げています。

続きまして、活動指標を示しなさいということで、こちらは、これまでにある事業所の利用者数などについてきちんと指標をもってやりなさいということですので、こちらは新しい項目ではありますが、余り目新しくはないです。

続きまして、103ページへまいります。

ここからが見込量、提供体制の確保の方策ということになります。

こちらの1ページ目が、103ページから104ページが実績、前年度までの実績が入っており

ます。

104ページの15番、ケアホームが26年が抜けています。これは、26年からこのケアホームが上の14番のグループホームの中に入ったということで、こちらがなくなりました。そのため、グループホームは73名から26年度には165名と、いきなりふえたように見えますが、これは上と下を足した数より減っている形になっています。

第4期の見込量につきましては、そちらの104ページの下からになっております。

例えば、こちらにつきましては、105ページでございますように、居宅介護事業を例に挙げますと、27年度は利用者数は27年も28年も29年もそんなには変わっていないのですが、利用時間数が少しずつふえているかなというふうなことを想定しておりまして、こちらは実績から見込んだ形になっております。

提供体制などございますので、割と今、特に介護保険、65歳になられる方もやっぱり多いので、介護保険に移行される方も多いです。ですから、居宅介護は、介護保険とかぶっている事業になりますので、介護保険に移行された後も足りないというところについて私どもが足している形になりますので、そういった意味で、利用者数に対して時間数がそんなにふえていないという形になっています。

同じように、それから後ずっと就労移行、生活介護とずっとありますが、例えば108ページ、生活介護のところ、ちょっとこれ書き方を変えますが、シャロームみなみ風という入所施設では、日中活動は生活介護、それから自立訓練を行います。それから就労継続支援（B型）も行いますので、生活介護のところでは、シャロームみなみ風ができるまで、今まで生活実習所が定員超過でやってまいりました。50名の定員のところ57名、お預かりしておりました。同様にあゆみでも定員いっぱいになっておりましたが、区内でいきますと、生活実習所、あゆみの家から移行される方が出ますので、シャロームみなみ風はいっぱいになります。逆にあゆみの家、生活実習所は久しぶりに定員に余裕ができます。新しく特別支援学校から卒業される方など、生活介護を希望される方の選択肢がふえるという形となっております。こちらのほうに書かせていただいております。

110ページが、先ほど申し上げました就労移行支援という事業でして、こちらにございますように、一般企業、それからNPOなどによりまして、とても多様な設置主体が事業所を雑居ビルの一室などでやってくれています。例えば、西武新宿の駅の近くのビルの中にもあつたりします。なので、通いやすくなるというようなことを考えたような事業展開が行われておりまして、利用者も、どんどんふえています。



新宿では、特にわーくす、先ほど勤労者・仕事支援センターですが、そちらがやっているわーくすここ・からのエールというところが、新宿では就労移行の中心的な役割を果たしてくれるところとして期待していますが、特に特別支援学校の高等部の3年生は、就労継続のB型、いわゆる普通の作業所です。そちらに行くのに当たって、いきなり入ることができないという規則になっています。就労経験のない方は、就労継続B型には入れないんです。それで、就労継続支援B型、新宿では福祉作業所とか、あした作業所などに行きたいと思っても入れないという規則がございますので、わーくすここ・からのエールの就労移行支援事業を3日間から1週間ぐらいアセスメントを実施してもらい、就労Bがふさわしいというふうな判断をしていただきましたら、卒業後すぐに就労を継続支援B型に入れるよというふうな仕組みをつくりました。暫定支給ではなくて実習扱い、暫定支給をすると18歳過ぎの成人扱いになってしまい、利用者負担が生じる場合も出てまいりますので、そういったことを含めて、そちらはやめようということで、高校3年生の間に、実習という形でエールさんに受け入れていただいています。毎回、こちらのところでは、10名以上、こういった利用をされることになりまして、来年もそういった方がいるだろうということになっています。

この仕組みは、新宿の仕組みでして、区でいろいろとやり方が変わっています。足立区では、全員就労移行に1回入れさせるというようなやり方をしているというところもあります。そのようなことで進めさせていただきます。

続きまして、116ページ、こちらが、サービス利用計画作成費ということで、実際には計画相談の支援、計画をつくりますよということです。

新宿では、セルフプランの作成率が大変多くございます。こちらの理由といたしましては、民間の事業所が少なく、なかなか受け入れなどに限界があること、それから作成に当たっては大変調整に時間がかかっているのもございまして、これまではなかなか利用者数がふえませんでした。今回、事業者もふえましたし、作成を支援するための体制も整ってまいりましたので、今後は、セルフプランに頼ることなくサービスの利用計画を御自分でもつくりたくないで、必ず事業者をできるだけとおるようにというようなことを考えています。サービス等利用計画のセルフプランは、いいところもあるんですが、御自分がわかる事業しかそれを利用したいと思わなかったり、情報が入りづらいという欠点が一般的にはございます。そういったことを考えて、サービス等利用計画をなるべく使っていただきたいというふうなことで皆様にはこちらからも支援させていただきたいと思っています。

一方、お子様のほうは、保護者の方がたいそうしっかりしていらっしゃる方が多いので、

やはり新宿ではセルフプランは推奨していきたいと考えています。

すみません、戻らせていただいて114ページ、グループホームです。こちらは、大変利用者、それから御希望も多いということで、今後も設置のためには補助を継続させていただきたいと考えておりますが、こちらのほうも、大分ふえてまいりました。せっかく10月における区内事業所というふうには、時点修正したにもかかわらず結局抜けてしまっていて、上の段の社会福祉法人立のところの一つ西早稲田ハウスができました。9月1日から開所しております。こちらは、精神障害者のためのグループホームになっております。ですので、新宿でもグループホームの数がふえてまいりました。

続きまして、119ページ、地域生活支援事業の見込量になります。

こちらにも、実績が119ページ、見込量を120ページに書かせていただいています。

この中で、区市町村必須事業の追加の影響で、第4期からは項目を追加したものがございます。まず、理解促進研修啓発事業、122ページをごらんください。

こちらの理解促進啓発は、これまでなかった事業なんですけど、地域生活支援事業の中で必須事業となりました。新宿では既に前回もお話ししていますが、こころのバリアフリー事業として実施しておりますので、新たなものということではなく、この事業をこれまでもやっておりますし、これからもやりますということで書かせていただいています。

同じく、122ページの自発的活動も同じです。

それから、124ページ、基幹相談支援センターのところで、これが機能強化事業ということで入っております。新宿では、既に非常勤で社会福祉士または精神保健福祉士など有資格者を相談支援の担当として5人自立支援ワーカーとして配置しております。こういったこともここに書かせていただいています。

それから、129ページ、こちらが意思疎通支援ということについてかなり強化させていただいています。まず意思疎通支援では、127ページで、区役所の手話通訳者の設置、それから129ページのほうで、117番の手話奉仕員の養成研修事業。こちらにも既に障害者センターで従来、初級、中級、上級、通訳コースを設けて実施していますが、通訳になるのにはもう少し研修が必要な方、または、試験に落ちてしまった方とかもありますので、その試験を受けるための対策講座を補講講習クラスとして開設しているもので、今後も手話通訳者の育成に頑張りますということを書かせていただいています。

同じようにいたしまして、134ページをごらんください。こちらは、児童についてです。

児童発達支援ですが、これは従来、児童デイサービスといったものが4種類になりました

が、1カ所減であったり、こちらにございますような形に今はなっています。

それから、実は医療型というのは医療機関でやる児童発達支援なんですけど、こちらは新宿区内にもなく、周囲にも余りないということで、なかなかこちらについてはゼロということで残念ながら書かせていただくことになります。

それから、放課後等デイサービス、135ページですが、こちらは、もともと児童デイサービスから放課後等デイサービスに移った事業所がございます。

それで、サービス提供体制確保の方策の一つ空欄があります、2段目の、こちらは事業所の状況などを勘案し、事業所を入れようとして抜けてしまっています。申しわけございません。

それから、136ページ、こちらが、障害児相談支援です。こちらは、5章、大分今回はふえまして、特にKaie nさん、くらしきさん、くらしきというのは、実はシャロームみなみ風を行う法人がやる事業所です。こちらが計画を立てる事業所として名乗り上げてくれています。が、事業所はふえますが、やはり利用者とする、先ほど申し上げましたようにセルフプランを立てる方が多いでしょう。特に子ども総合センターさんとかでは、セルフプランをつくるお手伝いをさせていただくということで考えております。

こういった形でやらせていただき、最後138ページをごらんください。

137ページが、こういったサービスを使うための利用者負担と軽減措置ということで書かせていただき、まずこういったサービスを使うための費用負担の考え方が一般的なものを137ページに、そして新宿区について、さらに軽減措置を行っておりますので、138ページのほうに書かせていただき、例えば、サービスは一律介護保険と同じように利用するに当たって10%かかるわけですが、そちらを3%の軽減策にしていますとか、上限をあわせてサービスの提供をさせていただいていますよとかいうことをこちらのほうで書かせていただいております。詳しくは、139ページに一覧がございます。ちょっとこれもすみません、網かけが消えてしまって見づらくなっているんですが、こちらのほうになっております。

そして、140ページがP D C Aサイクルを載せているということになります。

以上で、第3部の説明になります。すみません長くなりました。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、第3部の障害福祉サービス等の提供体制確保の方策ということで、第4期新宿区障害福祉計画に当たる部分の素案の一通りの説明をいただきました。

これより、各委員から御質問、御意見をいただきたいと思います。協議の都合上、最初

の90ページの第1章の基本の部分から、いわゆる法定給付と言われる部分、118ページまでのあたりを中心にまず御質問、御意見をお出しただけであればありがたいのですが、いかがでしょうか、どなたからでも結構です。どうぞ。

サービス内容が非常に多岐にわたっておりますので、なかなか全体を見たり大変かと思いますが、個別のことでも結構であります。おおむねこれまでのサービス利用の実績、過去3カ年、今年度はまだ途中ですが、そういったあたりも踏まえているかとは思いますが、特に今後に向かっての目標の立て方、あるいはサービスのあり方など、何かございましたら。

島田さんどうぞ。

○島田委員 105ページの居宅介護のところの、現状と課題というところの説明の中に、介護保険との兼ね合いと言いますか、65歳になったら介護保険に移行するという原則が今の法律上で定められていますけれども、最近、これはもう早い話社会問題と言っていいほど65歳になって障害福祉サービスが打ち切られたり、あるいは介護保険に移行することによって、利用者負担が生じたりということで、大変大きな調査結果が最近発表されて、その結果をNHKか何かもニュースで取り上げているというような現状で、やはり65歳になったときの障害福祉サービスのあり方というものが今後大きな課題になると思います。そういったことを少しこの課題の中に文章として入れ込むことはできないか、中には介護保険に移るという規定を定めた最初の自立支援法とか、現在総合支援法ですけれども、その条文を廃止したほうがいいのかというような意見さえ出ている現状で、やはり今後の65歳以上の障害者がふえることによって、さらにこういった負担の問題とか、サービスの低下の問題が大きくクローズアップされるのではないかと思います。そういったことを、現状と、あるいは新宿区ではまだ具体的な課題としては挙げられたのかは、まだ出ているかどうかははっきり明言はできませんけれども、全国的な規模での問題となっているように私は認識しています。その辺を触れたらいかがかなと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

介護保険との関連、調整等ではありますが、それでは事務局からお答えを。

○障害者福祉課長 こちらにも介護保険との関係については、内容を書かせていただいています。特にNHKなどでセンセーショナルに取り上げられてはいますが、新宿の場合には、例えば、もともと障害固有のサービスである同行援護ですとか、そういったことについては、介護保険年齢であっても同じように継続して提供することができるわけです。報道等で問題

になっているのは、上乘せ、例えば介護保険前の障害ですと、例えば、週に何十時間か出ていた居宅介護が介護保険の認定を受けると、それが小さくなってしまったりとか、そういったことが割と多いのかなと思います。新宿区の場合には、介護保険で必要であること、あちらに移れることは当然移っていただきますが、そのほかにその方の障害を起因としたサービスについて上乘せをさせていただいておりますので、そういったことで、むしろケアマネジャーさんたちとうちのワーカーがとても丁寧に対応をさせていただいています。

そういったこともありますので、あえて課題として取り上げる必要はないかなと、以前別の意味でいろいろと私たちも考えさせていただく事件などもございましたので、今回はこのような形で、対応はしていますというふうにあえて書かせていただくことでとどまらせていただければとは思いますが。制度設計に関しての記載というのを課題というふうにはちょっとできないのかなと思っています。

○村川会長 そういったお答えですが、よろしいですか、何か島田さんのほうでありましたら。

○島田委員 新宿の施策ということではちょっとほかのところとは違うということで、それはわかります。やはり、全国の問題は新宿の問題にも、これからはなる可能性もありますので、その辺のことについては、これから実態調査なりを通して、そういった現実が実際に起こってきているかどうかということを確認していきながら、変えるところは変えるというふうにしていればと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

障害者福祉と介護保険の関係の、これは全国的な制度の役割分担については、これは法律で決まっていることですので、それをちょっと真っ向から否定するというわけにはいかないと思いますが、区内の障害のある方が、現実にサービス利用をしていくときに問題点がないのかどうか、そこは具体的なところでチェックをしていただくということが大事かと思われるかもしれませんが、たまたま、僭越ですが、私、新宿区の高齢者というのか、介護保険の認定審査会の会長役も務めさせていただいておりますが、ときたま、特に65歳未満の方で、確かに権利としては、手続としては40歳以上で、一定の要件に当てはまりますと介護保険の適用ということも考えられる方ではありますが、率直に言って、その方の障害の状況から見て、介護保険のサービス利用がベターというか、はっきり言えば有利なのか、むしろ引き続き障害者福祉制度をうまく活用していただいたほうがいいのか、その判断もありますので、ケース・バイ・ケースと言いますか、それぞれの実情に即してよいサービス利用をしていただく

のがよいのかなど。特に65歳未満の方を強引に介護保険に結びつけようとするすると、率直に言うと、介護保険の現在の物差しが、知的障害の方、あるいは精神障害の方が認定手続をとった場合に、必ずしも要介護度が重く出るとは限らないというようないきさつもあります。障害者福祉のほうは、支援区分について、少し制度も変わりましたので、障害のある方々については、できれば、障害者福祉のサービスを基本に進んでいただく。ただ65歳以上ということになった場合に、なかなかそこが悩ましいわけでありまして、島田委員から懸念と言いますか、他の自治体等、いろいろ問題が出てしまっているということもあるということで、関係機関において十分注意深く進めていただくということかと思われまますけれども、よろしければほかのことで結構でありますどうぞ御意見をお出しいただければと思います。

志岐さん。

○志岐委員 志岐でございます。

98ページの成果目標のところ、区は国の示した障害福祉計画作成に関する基本指針云々というところが出ておりますけれども、他の自治体もやっぱりこういうふうな障害福祉計画を作成していると、国の指針に基づいて。というふうに考えられるわけですがけれども、その他の自治体はどういうふうな障害福祉計画を作成しているのか、そして、それと新宿区のこの計画との相違点、特色ですね。新宿区の特色と、こういうものはどういうものかというのも、この素案検討について参考になることではないかなと、そういうふうに考えるんですけども、他の自治体のそういうふうな障害福祉計画ということについて調査をされたということはあるのでしょうか。

○村川会長 ありがとうございます。

98ページを中心に、国の指針を踏まえつつ、他の自治体の動きはどうかというお尋ねでありまして、区の方で、何かほかの23区内の動きその他、何かつかんでおられることがありましたらどうぞ。

○障害者福祉課長 他の自治体という調査があれなんです、まず先にこれ確かに書きづらかったのは、国の指針自体について記載がないんです。それを今御説明させていただくと、以前お配りした資料の中に、実は小さく書いてあるんですが、国では、数値目標といたしまして、17年10月から20年度末の平均伸び率というのがありまして、それが2.88%なんです。そういうことを目標といたしまして、25年度末の施設入所者数と比較したら、29年度末時点で地域生活に移行する人の割合というのを12%以上にしなさいねという指針が出ています。これは、指針というか、そうしてくれたらうれしいなというものなのですが、その12%以上

という形だと想定しますと新宿にそれをそのまま当てはめると、例えば200人だと思えば、24人の方を地域に出しなさいということになります。それは新宿の場合25年度末が190人なので、38になるんですが、それをその38人ねと言っているのに、26年に212人に、ふやしてしまいます。そうすると指針を記載しても、数字が行ったり来たりすることになりますので、東京都のほうの意見もよくありまして、国の指針は、指針なんだけれども、それぞれの市町村によって当然状況が違う。特に東京都は、入所施設などについて、他県とかなり様子が違うので、東京都なり、または新宿区なりの指針をちゃんと考えてしかるべきだというふうな考え方があります。それを東京都等ともよく相談をいたしまして、新宿ではこういったことはあるんだけれども、その中で私たちが最も新宿にふさわしい数字というのを出そうということで、今回、この指針を出させていただきます。

○志岐委員 わかりました。

○村川会長 参考までにつけ加えさせていただきますと、入所施設については、国が確かに指針を示していますが、今、課長さんから言われたように、東京都、神奈川県、大阪府のように、大都市では、まだまだ入所施設が足りないと言いますか、入所施設に入りたいという御希望が地域にあるわけです。ですから、北海道とか、九州方面のように人口に比べて入所施設数と言いますか、定員が多いところは、ある程度高い目標を掲げても進み得るわけですが、新宿区内では、シャロームみなみ風など新しい要素もありますので、これを入った方にすぐ出てくだされたいな目標を掲げるのは余りにも現実的でないということがありますので、その辺を踏まえた上で、進んでいくという考え方がとられているんだろうと思います。ほかに何か御意見等ございましたらどうぞ。

それでは、よろしければ、法定給付に限らず、その後、後半のほうであります、119ページ以下の地域生活支援事業の関係、あるいは一番最後にございます利用者負担の関係、そういうあたりについて御意見をいただければと思いますが、御質問でも結構であります。どうぞ。

飯田さんどうぞ。

○飯田委員 その前の部分で、ちょっと御質問し損ねてしまいました。

今お話にあった98ページの地域生活の支援体制の話の続きになるかと思うんですが、入所なさっている方が高齢であったり、ずっと障害であったりということではなかなか対処しにくいという現実があるのはもう本当にごもっともだと思うんですが、目標として、地域への移行ということ掲げている以上、やはり目標は達成されなければいけないと思うのです。そ

うした場合、地域でどの程度のことを指し示しているかが具体的性がないのでわからないんですが、こういったずっと入所施設で高齢になるまで過ごされてきた障害の方が、地域に移行するという区としての何かフォローというか、安心して移行していきましょいうという何か具体的な政策というものはあるんでしょうか、それとも、今後またとりあえずシャロームができました、またやはりなかなか移していくのが難しいことなので、また新しい入所施設をつくっていきますという方向性なのか、新宿区としては今後、そういった方たちの目標はある程度新宿区の場合は移行の数値は上げない形で入所施設をふやしていく方向性にしていくのか、それとも新宿ならではの何か体制づくりをして、地域に新宿ならではの自立した生活をおくれる体制をつくっていく方向性なのかという、どちらの方向性に向かってつくっていらっしゃるのかということを確認させていただきたいと思います。

あわせて、2点伺いたいんですが、110ページの就労移行支援事業に関してなんですが、発達障害児の場合はいろいろな個性を持っているお子さんがいる中で、必ずしもみんなが特別支援の枠に入っているわけではないんです。知的なおくれがないお子さんですとかの場合ですと、本当に新宿区ではない他の地方の私立ですとか、全くこの新宿区の特別支援の枠に入っていないお子さんが高卒での就労を希望した場合、恐らくそういうお子さんの場合は、もし就労支援を希望するとしたらB型ではなくA型を使用するという形になると思うんですが、例えば、知的なおくれがない、全くそういう特別支援の制度に載っていない外部のそういう、例えば、私立とか、普通の教育を受けてきたお子さんが、いざ新宿区でそういう就労ということを高卒で考えたいという場合、筋道としては、やはり新宿区勤労者仕事支援センターのほうに伺って、何らか移行支援制度を利用して、御紹介いただくという形になるのか、それとも個別にハローワークでとか、そういうところを尋ねなくてはいけないのか、そういうことが何か具体的な形がわかっているんでしたらぜひ教えていただきたいということが2点目。

3点目は、もし聞き間違いだったら申しわけないんですが、一番最初の91ページの御説明いただいたときなんですが、課長さんのほうが、提供できていないサービスもあるんですがとおっしゃりながら御説明いただいたように私には聞こえたんです。91ページ。提供できていないとおっしゃっていたと思うんですが、具体的にどれが提供できていないかということと、なぜ提供できていないものを載せる意味があるのかということも3点、教えていただけたらと思います。

○村川会長 では3つほど出ましたのでどうぞ。



○障害者福祉課長 では、まず先に、最後のほうから、提供していないサービスについてなぜ書く必要があるかというのは、それは、ちょっと議論したところではありますが、法体系にありますし、今後これが区内に出来ないとも限らない、これは計画なので、やってくれる事業者があればいいわけなので、そういう意味では、書く必要があるかなと考えてはいます。

それで、やっていない事業ですが、今の91ページをごらんいただきますと、障害福祉サービスの左側のほうの上から3行目の重度障害者等包括支援、このサービスはやってくれる事業者がありませんのでゼロです。実は、これを利用される方は、重度訪問介護などで、新宿区では、要はいずれか使えればいとも考えられるサービスですけれども、中身が違うんです。それで、重度包括支援をやるために、全体でいろいろなことをやるというのがあって、ほかのいろいろなサービスを組み合わせようとする、新宿だと重度訪問介護でその分をカバーできるので、実際には言うなれば、無理につくらなくても大丈夫なサービスかなというふうには考えています。事業者さんもないので、やってくれるところがあればいいというぐらいな事業内容で。全国でも、余りこれについては進んでいないそうなんです。1桁ぐらいしかないそうなんです。

それから、今度右側にまいりまして、新宿区の障害児通所支援というところの上から2つ目の医療型児童発達支援、これ先ほど申し上げましたように、中央愛児園さんという、以前新宿区内にあった事業が、医療型というのを、要するに医療、お医者さんがいらっしゃる児童発達支援というのをやっていたときがあったんですが、そこも今はやめてしまって福祉型になってしまったんです。なので、新宿区内には医療型の児童発達支援はありません。それで、もし医療型でないと発達支援を受けられない方は申しわけないけれども他区とか、ほかの大きな事業所、これは医療が後ろにあるのでなかなかやってくれるところもないので、そういったところに行っていただいています、実は福祉型で対応できていますよということもあると聞いています。

それから、保育所等訪問支援、その2つ下、こちらも、実はやっていません。ただ、新宿の場合には、子ども家庭部等でかなりこれに近い事業を区単サービスとしてやっている、今のところ、本来これがあるといいんでしょうが、これに代替するような形でやっているというようなことがあります。こういった法制度だと、基準とか、それから、いろいろなことが、人員配置でありましたり、こういった医療をなさいかいということがあって、どうしてもそこまでは行かないんだけど、大体できているんだがというようなことがあるんですが、こういった後からできた制度に乗っかりづらいサービスがあるんです。それなので、区

単で今までやっていたサービスで大体できるものはそちらでカバーしているというのが今の正直なところですよ。

続きまして、入所施設についてです。

入所施設につきましては、実は入所支援のほうを見ていただくといいんですが、115ページをごらんください。こちらが入所支援の今後の推移で、少しずつ減っていきますよというのが出ています。これは人数で、実は104ページの16番が入所支援で、これは実績なんです。ここには24、25と書いてありますが、それまでも順調には減ってはいるんです。26年だけほんと上がっているんで見づらくなっていますが、これはシャロームみなみ風が3月に入りますので、この数字を入れているものです。なので、普通にやっつけても少しずつは実は減っていました。この減る理由といたしましては、先ほどもちょっとネガティブな表現で申しわけないんですが、積極的な出られた方、グループホームに出ましたとか、そういった方は、実は24年の前期計画のときはかなり出ていかれまして、結局施設に残っていらっしゃる方というのは、今のところやはり重い方、それから出づらい方、重複されている方とか、あとは高齢な方とかで、なかなか施設にいらっしゃるのもうずっと長くなって、普通の生活になってしまっていてという方が、そういった方が多いという中で、結局亡くなってしまったり、入院されてしまったりというような減り方が実は今期だったんです。そのことはいいか悪いのか置いておいて、現状でございました。

私どもといたしましても、入所されるに当たると、やっぱり若くて、いろいろなサービスを使えばまだ地域に出られる方について、積極的に支援をしていくべきであろうと、そのための当然グループホームでありましたり、または地域で受け入れるための居宅サービスとか、そういったことをきちんと対応していかなきゃいけないなというふうに考えていますので、そちらがこちらの共同生活、グループホームでありましたり、そういった設置で当然支援はしてまいります。

ただ、再々申し上げているように、本来必要である方もいらっしゃるでしょうということも含めまして、今回の数値目標としているということがうまく書けてないということですよ、さっきおっしゃったのはね。ですから、やっぱり入所の地域生活への移行については、もうちょっと丁寧に書き込みをさせていただきたいと思います。そういった熱く語ると50ページぐらいになりそうなんですけれども、なるべくわりやすく丁寧に書かせていただきたいと思います。

それから、発達障害の方についてですが、実は就労移行支援と就労継続A型とB型という

すごくわかりづらくて、本当に申しわけないんですけども、就労移行支援というのは、新宿ですと、さっき言いましたここから広場のところにあるエールさんでしたり、こちらにありますような就労移行というのは、ページでいくと110ページ、リエンゲージメントさんでありましたりというような、こういったところで、基本1年ないし2年で、就職のための練習をするための施設の事業所になります。ですから、例えば、ワイシャツの着方とか、消費税とはとか、例えば、そういったような勉強をしながら、就職するための準備をするんですね。それが特化する就労移行です。

就労継続のA型、B型というのは、そこが作業所になりますので、いわゆる作業所を想定していただくといいんですが、福祉作業所でありましたり、あした作業所でありましたり、それらが112ページで、こちらが皆さん普通に思っている福社的な作業所です。工賃も3万円とか、2万円とか、1万円とかのところ。ほとんどの方がこちらに入っていると思います。

新しい流れとして、111ページのA型、これが、会社などで、雇用もしてくれる、最低賃金ではありましても、雇用をする人が半分ぐらいいるという事業所で、AとB型は実は名前は似ているのにかなり違います。そうなので、A型に最初から入られる方は、ハローワークなどで御相談されて入れます。

それから、B型のほうは、さっき言ったように、就職の経験がない方はB型には入れてなくなりましたので、就労移行などである程度訓練をしていただき、B型に入るという形になります。

そういった流れに乗ってない方ですが、当然、相談をしていただければ、こういったところがありますよという御相談もしますし、企業に結びついた後は、就労支援事業というのがあります。さっき言ったここから広場の勤労者・仕事支援センターでやっている就労支援事業で、就労した後も朝起きるためにはこんなこととか、会社でちょっとうまくいかないときには一緒に相談に乗ってくれるとか、定着するためのいろいろな支援などもしてくれますので、こういったサービスの外にありますので、それも活用していただくというのを新宿では重層的就労支援というふうにやっていますので、御相談が勤労者・仕事支援センターさんに行かれるのがいいかもしれません。

○村川会長 3点についてお答えありましたが、よろしいでしょうか。

○飯田委員 (うなずく)

○村川会長 飯田委員からありました、91ページのサービスメニューと言いますか、今から9

年前の自立支援法が成立した時点で、急に国から示されたということがあるかと思います。また、2年前に総合支援法が成立しまして、一通りのサービスメニューが示されていて、区内で全て用意できればそれは理想的なんですけど、人口30万人ほどの自治体の中で、区役所にも御努力いただく面と、それから、実際のサービス提供については、民間事業者と言いますか、社会福祉法人、NPOを初め、ただ以前計画をつくってきた流れから見ますと、就労継続支援のA型というのが全くない時代もありましたし、就労移行支援も数が限られていたのが、少なくとも、今回の計画では、サービスメニューというか、量的な面もある程度充足してきている面もあるのかな。その中で、発達障害の方も含めて、一人一人がよい方向が目指せればということもあるんだろうと思います。

ほかにどうぞ、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

加藤さんどうぞ。

○加藤委員 この就労支援なんですけれども、就労の数値目標はその時点だと思うんですが、半年後とか、1年後とか、そういう継続して働いているかどうかというそういう調査とかというのものもあるのでしょうか。そして、また、ジョブコーチみたいな支援とか、そういったものはどこかに書かれているのでしょうか。私ちょっとかなり見てきたつもりなんですけれども、よくわからなかったんで。

○障害者福祉課長 実は、第2部のほうで、就労については、そういった停滞についてはそれなりに触れています。これまでも数回出しましたが、さっきちょっと申し上げました重層的というか、71ページ、多様な就労支援というところで、多様なニーズに対応できる重層的な就労支援体制の充実ということで課題、それから取り組みなどについては、実は記載はしていますが、先ほど加藤委員がおっしゃいましたように、継続されている方がどのくらいかというのは、調査については、ここでは載っていません。ただ、そういったことは、調査自体は比較的丁寧に行われておりまして、例えば先ほど来申し上げている就労支援事業、東京都がやっている支援事業ですが、そういったところでも調査をかけておりますし、ハローワークさんなどでこのごろはとっているようです。ようですというのは、ハローワークのほうは、なかなか直接福祉のほうに来ないので、なかなか取りづらいんですけども、そういったことで私たちも情報はある程度得ているところです。むしろ、アンマッチと言うんでしょうか、就労してくれしてくれと会社は求めるんですけども、就職したのはいいんですけども、後から苦しくなったという方が実際多いので、そういったことを大切に支援するための就労支援事業だと考えていまして、こういったサービスの外側の支援としてやらせていただいています。

す。

○村川会長 よろしいでしょうか。

かなりちょっと時間が押しておりますが、この第3部の最後に出ております利用者負担の関係について、国のほうでは、サービスを利用した場合に10%の定率負担を位置づけ、また上限額を位置づけているわけではありますが、これは区の御努力、あるいは東京都の御配慮などもありまして、これまで費用負担が3%程度で推移してきておりますので、基本的には、138ページにありますように、それが維持されているということかと思われまして、また、139ページに、サービスメニューごとに詳しく費用負担の、中には無料という部分も含めて示されておりますが、そのあたりは、特になければ、了解したという流れでよろしいでしょうか。また、今回新たに、140ページ、141ページに見られるようなPDCAサイクルという、これは計画というものを進めていく場合に、計画をつくりっぱなしではだめなので、実際その後、どのように計画が実行、実施されたか。あるいは一定の成果を含む評価といったような事柄などを、あるいはまたその後の改善事項という、この障害福祉計画は3カ年の計画ですから、あつという間に過ぎてはしまう可能性もあるんですけども、まあまあそういった手続を今後していこうと、そんなことがあるようです。

140ページの下に、中間評価の際には、まさにこの場ではありますが、新宿区障害者施策推進協議会等で意見を聞いて、結果を公表するというようなことも触れられておりますので、それらを含めて、何かございましたら。

加藤さんどうぞ。

○加藤委員 サービス等利用計画ができるというのはとてもつかみやすくいいと思うんですけども、これは、年度の途中でも重症化した場合は幾らでも変えられるのでしょうか、プランを。

それから、あと、緊急になった場合というものの対応というのはどのくらいプランができてなくてということの中では、対応できるのでしょうか。

○村川会長 プランの変更等ですね。

事務局のほうから。

○障害者福祉支援係長 支援係長の根本が、緊急のときのことにしてお答えしたいと思います。

基本的には、サービス等利用計画を変更してということになりますが、緊急時の場合は、制度的には特例介護給付費とありますが、そういった形で急にサービスが必要な場合はサー

ビスを先に入れさせていただいて、後からきちんとした支給決定をさせていただいて、それに応じた利用者負担もいただくような形の仕組みを利用させていただくことになるのかなというふうに思っているところです。

○村川会長 よろしいでしょうか。

それでは、申しわけありませんが、時間的な都合もありまして、どうしてもという場合には後ほど御意見をいただくことといたしまして、この後、第1部、第2部の協議に入りたいと思います。

それでは、第1部の、障害者計画原案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、第1部のほうをごらんください。

第1部は、1枚おめくりいただきますと目次がございまして、全体のたたずまいがこちらで御確認できます。

それから、その次が、コラム一覧でございまして、先日来申し上げておりますように、障害者関係も法律改正が、条約の締結のことなどがありまして、こちらにつきましては、コラムとしてあちこちに書かせていただき、丁寧に説明させていただきたいと考えています。

その中で、先ほど出ましたサービス等利用計画など、セルフプランなどについても、わかりづらいと思われる方が本当に多いので、こちらについても、丁寧に対応させていただきたいと考えています。

続きまして、総論でございまして。

こちらは、これまでもお話ししておりまして、余り変わっていませんが、少しずつ長くなり、ふえてまいります。

1枚おめくりいただきまして、5ページが、計画の位置づけ、あと期間について確認させていただきます。

それから、8ページになりますと、身体障害者の手帳所持者数のこと、それから、いろいろ分析、年齢などで分析しておりまして、9ページの上のところにございますように、65歳以上の方の人数がふえていますが、65歳以上の方が身体障害者の方もやっぱり割合が多いなということがわかるような分析をしております。

同じように、11ページからが知的障害者についてです。

こちらの12ページをちょっと65歳以上の統計がないんですが、今後、65歳以上の統計も載せたいと思っています。

精神障害者です。精神障害者は、ちょっと身体と知的と違ひまして、こちらにありますの

は、毎年の交付者数というのと、それから手帳は2年間なので、その年2年分が出るので、去年の半分の人とことしの半分の人を足したのは、全体数になるので、ちょっと難しいんですけども、それについて、このように書き方がちょっと間違えているのは丁寧に対応して、そういう数字で修正させていただきますが、やはり、そうはいつでも、交付者数全体に伸びているという傾向があります。

同じように、15ページが難病患者でございますが、こちらもふえる傾向にあります、難病につきましては、御承知のとおり、今法制度自体が変わっておりますので、これはあくまでも今現在の、今までの病気の方に対するということで御理解いただきたいと思えます。

それから、障害福祉サービスの決定者数が16ページでございますように、一時ふえましたが、頭打ちというんでしょうか、人数がそんなにはふえ方が少し鈍化してきたかなというふうな傾向が見てとれます。

地域生活支援事業のほうも同じです。

それから、調査の結果概要が19ページからになります。

そして、25ページが基本理念、これまでもさんざん申し上げましたように障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現、バリアフリー社会の実現。

そして、26ページが必要なときに必要な支援が得られる地域社会の実現を基本理念として書かせていただいております。

そして、基本目標といたしまして、28ページにある3本柱に基づいて施策をやっていきますということで、続けて第2部のほうが、基本施策なのでよろしいでしょうか、続けます。

30ページをごらんください。第2部のほうの冊子です。

30ページが、今の基本目標にぶら下がった形で個別目標、基本施策、個別施策ということで具体化している形の体系図となります。

この場は、ここで31ページの18番、消費者被害の防止が、以前、災害等から障害者も安全のための支援のほうに入っていたんですが、上の権利擁護のほうに挙げさせていただいています。よくよく考えたら、消費者被害は、守るという視点で言うと被害だったんですけども、中身的に言うと権利擁護かなということで上に上げさせていただきました。

それから、32ページが、重点取り組みでございます。

こちらは、中身的に言えば、先ほど来出ております就労支援の充実がありました。重点的な取組を相談支援、何よりも大事ですということでその構築。

それから、病院からの地域生活移行の支援で、これは、入所というよりは入院、精神科に

関することが多い、その方たちの入院促進の柱。

それから、重点的な取組は障害等のある子どもへの専門相談の推進。

そして、就労支援の充実、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進、この5本が重点的な取組とさせていただきます。

例えば、24ページにございますように、安心して地域生活がおくれるための支援ということで、こちら今回やはり最も丁寧に書かせていただいています。相談体制が大事だ、それからわかりづらいサービス体系なので、それをいかにわかりやすく、使いやすくしていただけるか、そして必要な方に必要な支援が行き渡るような相談体制と言いましょうか、そういったことについて、しっかりと分析していく必要があるねということでここは割と丁寧に書かせていただいています。

それで、45ページをごらんください。

45ページが、ネットワークの構築ですが、その中の個別施策として、重点的な取組が相談支援体制の構築です。こちらがサービス等利用計画、基幹相談支援センターの位置づけ、強化策などについてこちらで記載しています。

特にケアマネジメントという高齢者ですとケアマさんというのが割と丁寧に出てくるんですが、余りケアマネジメントという形が出てこないんですが、要するに誰に相談したらいいんだろうとわかる体制が大事だというふうに思っています。

48ページ、ごらんください。

こちらが、重点的な取組の2でして、病院からの地域移行の支援について、具体的に書かせていただきます。特に今回病院からの支援につきましては、例えば、新宿区ですと健康部のほうで主に取り組んでいるわけですが、そちらの方が病院からアウトリーチなどによりまして、外に出てこられた後の支援といたしまして、49ページの施策の主な事業の一番下の区立障害者生活支援センターにおける支援というのも大切だということで、こちらにも入れてまいります。

それから、50ページが、地域で生活するための基盤整備、例えば、発達障害に関しては、②のほうで少し述べさせていただきました。

それから、51ページでは、住宅施策としての民家賃貸住宅への入居支援などもこちらのほうで課題としても挙げております。そういったものも必要だということで解決策にも後で述べています。

68ページに飛びます。



68ページが、重点施策で、障害等のある子どもへの専門相談の推進です。主に子ども総合センターで行っている事業などについて、それから教育センターの教育相談室での取り組み。

それから、70ページが、教育終了後の進路の確保というようなことも書かせていただきました。

72ページからが、多様な就労支援でして、72ページに就労支援の充実が重点取り組みでございます。こちらは、ちょっと本当に就労、就労、就労と言葉が入れ組んでいるんですが、先ほど来申しております施設ではなく、事業としての就労支援事業などについて記載しています。

最後が85ページ、福祉のまちづくりの推進でユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進が重点的な取組でございます。

こういったことについて主に書かせていただき、これからは、コラムなどもまた丁寧に書くことで、わかりづらい中での少しでも理解を進めるような形にしたいと考えています。

最後に、今回2020年のオリンピックについて記載がないですよねという御指摘も以前いただきましたので、77ページに新宿区では、特命担当として、オリンピック・パラリンピック担当がおりますので、そういったことも含めまして、オリンピックについて少し、ほんの2行加わっただけなんですけど、そちらの開催を好機ととらえ、障害者がそれぞれの障害種別や程度などにあわせてそれぞれ身近にできるような仕組みにしたいというようなことを書かせていただきました。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、計画素案第1部並びに第2部について、続けて説明をいただきましたが、それでは各委員から御質問、御意見をいただきたいと思いますが、できれば、まだ御発言のいただいてない方を優先的にお出しただければと思いますので、僭越ですが、こちらから指名を最初に何人かの方にさせていただきます。

よろしければ、金子（美）委員さん何かお気づきの点等ございましたらどうぞ。

それでは、お考えいただいている間に、秋山さんはきょう……

○秋山委員 秋山です。

私、先ほどから引っかかることがありまして、区役所の窓口の設置通訳なんですけれども、火曜日、金曜日設置していますけれども、数は少し減っているということをお聞きしました。たまたま、ある地区の出張所に行ったときに、その話の中に、やはり区役所ではなくて、高

齢になったために、自宅から近い出張所、そちらのほうに行く利用者さんが多いというふうなことを聞きました。どういうふうに行っているのかというふうにごほうに聞いたら、やはり筆談でやりとりしているんですけれども、なかなか通じないということでした。通訳を出張所までに行かせるということはなかなか難しいと思いますが、今、テレビで手話がリレー通訳というか、そういったものができるものがありますので、そういう体系もつくっていただきたいなと思います。火曜日、金曜日で時間が限定されていますので、なかなか高齢者や家庭の事情で行けないという方もいらっしゃると思います。その点を御考慮いただきたいと思います。

○村川会長 御意見、御要望と受けとめていいでしょうか。あるいは事務局のほうから出張所等の対応のことが求められておりますので、どうぞ。

○障害者福祉課長 このごろタブレットなどを使って、手話通訳をやるというようなシステムも確かに出てきていたり、日進月歩のそういったITのいろいろな機器やサービスがあるので、ほかの区でも出てきているところですので、今後の検討かと思います。一方で、手話通訳、要するに生身の人間の方というか、手話通訳さんの通訳というのとの割り振りですね、そういったところもすごく大切なところだと思いますので、今後検討させていただきます。

○村川会長 秋山さん、そういうお答えですが。

○秋山委員 そうですね、本当は、やはり手話通訳等を介して直接したほうがいいとは思いますが、やはり1カ所にいて何かツールを使って手話通訳者とつながればいかなんかと思うので、その分手話通訳者の負担も減るのかなんかと思っています。

○村川会長 よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、視覚障害者福祉協会金子（禎）さん、何かございましたら。

○金子（禎）委員 特にないです。

○村川会長 それでは、どうぞ。各委員から、何かお気づきの点等ございましたらどうぞ。

志岐さん。

○志岐委員 小さな事務レベルのことなものですから、この場でお話ししていいかどうかわかりませんが、第1部の3ページです。（3）新宿区障害者計画、第4期障害福祉計画の策定のところなんですけれども、ここの2行目です。平成27年度から29年度までの障害福祉サービス・地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援の提供のために必要な量の見込み及びその見込み量確保のための方策を覚めることを目的としてと、ここの文章なんですけれども、この障害者福祉サービスは、それから、地域支援事業、それから、児童福祉法

に基づく障害児、通所支援の提供のための必要な量の見込み及びその見込み量確保のための方策、この3つについては同格じゃないかと思ひまして、その及びの使い方なんでけれども、前のほうの「及び」は、同格と考えればこれは「並びに」と、後のほうは、小さいほうですから必要な第3番目の同格の部分の「見込み及びその見込み量を確保」と、ここは「及び」というようなことで、前者の「及び」は並びにが適切じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。小さなレベルですみません。

○障害者福祉課長 確かに、全く文節もなく、なおかつずらずら並べているので、この辺の接続詞については、訂正させていただきます。

○村川会長 これは、よくお考えいただいて、基本の趣旨は、見出しにありますように、基本法に基づく障害者計画という全体的な組み立てと、もう一つは、第4期の障害福祉計画という福祉サービスの内容を一通り掲げるということから生じて、その中でも、特に触れるべき事柄ですね。最初の1行半ぐらいが、障害者計画のことを言っておいて、その次に、今御指摘のあったところを含めて、障害福祉サービスがまずあって、法適用、それから地域生活支援事業があって、それから子どもの関係については、児童福祉法に基づくところがあるということで、その「及び」、「並びに」、幾つか解釈があると思いますので、最終的に、区のほうで、パブリックコメントにかける前までに整理をしていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ島田さん。

○島田委員 これもちょっと文章上の問題だと思うんですけども、第2部の45ページの基本施策の3、現状と課題というところの文章を1、2、3とあって、①と②が前半と後半というのは、ほとんど同じような意味ではないかという気がします。1の2行目から二、三行に、今回の調査結果について触れたところ以外は、前半、後半、同じような内容ではないかと思うので、これは1、2を一緒にしちゃってもいいような気がしました。

○障害者福祉課長 御指摘のとおりだと思います。申しわけございません。直させていただきます。

○村川会長 ありがとうございます。

よろしければ、きょうから御出席いただきました今井委員さん何かございましたら。

○今井委員 第1部、第2部についてはちょっと特に意見がないんですけども、せっかく御質問の機会をいただいたので、第3部で、ちょっと教えていただきたいことがございます。

132ページ、122番、日中一時支援の日中ショートなんですけれども、平成26年から平成27年度で利用者数が大幅に削減されております。これは、入所支援施設ができるということで、この数字になっているかということをお教えいただければと思います。

○村川会長 132ページですかね。

それでは、事務局、はいどうぞ。

○障害者福祉課長 御指摘のとおりです。利用者増を分析したところ、今入所をされる方、入所予定の方が在宅で生活されているときに、やはり、御家庭のいろいろな負担が大きいので、日中ショート、それから、例えば土曜ケアサポートでありましたり、そういったサービスを重複させて使われながら今在宅をおくっていらっしゃる方が多いということがわかっております。その方たちが、全員ではないんですが、45名という入所者で移られますので、もとのサービスのパイが小さいところから、移られる方については、配慮すべきではないかと考え、数を減らしたものです。

それで申しわけないです、120ページのところをちょっとごらんいただけますか。

○村川会長 120ページですか。

○障害者福祉課長 はい。120ページに実は、ちょっと間違いというか、ございまして、日中ショート、大幅にすごく減らしたという、それが、470って、26年の推計値が入っていますが、これは、もともと計画値だったのをそのまま、推計値じゃなくて計画値を残してしまっているんで、この数自体は、もっと減ります。なので、そんなにすごく減らしたわけではないです。こちらのミスです。

○村川会長 120ページのところを修正をして、その上で132ページにつながるということで御理解いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

島田さんどうぞ。

○島田委員 今、132ページのところで、ちょっと先ほど言い忘れたんですけれども、123番と124番日中支援の土曜ケアサポートと障害児等タイムケア、この件について、まず123ページの土曜ケアサポートは、3年前、前期の障害福祉計画から新たに加わった項目なんですけれども、そこでは、比較的新規の事業だということで、詳しくいろいろ現状課題、あるいはそのほか、丁寧に説明してあるんですけれども、今回は、あっさり一、二行で済んでいます。それはいいんですけれども、現状と課題の中の、後ろのほうに、重度者へも対応していますという、この重度者というのがちょっと漠然とした言い方なんで、これは土曜ケアサポート

の一つの特徴、特筆というか、いい点になると思うんですけれども、医療的ケアを受けている者への対応をしているというようなことは一応記入しておいていただきたいということ。

それから、もう1点は、124番のほうの日中一時支援で、やはり現状と課題では、前回の計画では、肢体不自由児を受け入れていますと、と同時に、今後医療的ケアが必要な子どもを受け入れるための整備も検討していきますというような文言があったと思うんですけれども、その医療的ケアの必要なお子さんのことについては、今回は触れていないので、これは、それを実施している、もう既にしたのか、それとも、まだしていないにもかかわらず、文言を取ったのか、やはりしていないのであれば、医療的ケアの必要なお子さんの受け入れもやはり今後検討していかなくちゃいけないと思います。

というのは、やはり、医療的ケアの必要な子どもにしても、大人にしても、社会資源の中で、サービスを利用する機会が非常に、新宿区は割合その点は整備されていまして、比較的医療的ケアの方のサービスの利用をする機会が整ってはいるんですけれども、やはりそれでもまだ完全にサービスを医療的ケアがあるために、サービスを受けられないという現状はまだ残っておりますので、その辺についての考え方もちょっと伺いたいんですが、お願いします。

○障害者福祉課主査 障害者福祉課西田です。

土曜ケアサポートについては、確かに医療的ケアの必要なかなり重複の重い方々についても受け入れていただいておりますので、その現状についてぜひ書き込みを追加させていただきます。

タイムケア事業で、実際医療的ケアの必要な子ども受け入れ始めたかということ、それは進んではおりません。ただ、肢体不自由のある子、医療的ケアのない肢体不自由のある子については、専用スペースを設けて、対応させていただいております。

比較的重度の肢体不自由のお子さんは、新宿区内では、小・中学校については、新宿養護学校に通っている子どもが多いんですが、新宿養護学校では、親御さんたちの強い要望もありまして、運動もありまして、放課後のプロジェクトが始まりました。それについては、第2部の67ページ、放課後支援と日中活動の充実のほうに少し書かせていただいております。

個別施策24、②、新宿区養護学校においても放課後子ども広場を行うことで、新養護学校に通う肢体不自由の放課後活動の充実を図っていますということで、こちら医療的ケアが必要なお子さんについても、一定程度をお預かりできるということで、形は違いますが、放課後の支援体制の充実というのは区全体を見れば、底上げできたかなという状況でございます。

以上です。

○村川会長 そういお答えですがよろしいでしょうか。

それでは、まだ時間はございますけれども、とりあえずここまでのところで一たん一区切りとさせていただきますして、きょう各委員からお出しいただいた点、あるいは個別に御質問、お問い合わせがあれば直接障害者福祉課のほうに寄せていただきたいと思います。

はいどうぞ。

○片岡副会長 すみません、ちょっと追加で、113ページのこの前申し上げたのですが、ショートステイのことなんです。ショートステイのサービス提供体制確保の方策の中でシャロームみなみ風ができて、知的障害者対応5床、括弧でうち1床を緊急対応と書かれているんですよ。意味はよくわかるのですが、これですと、例えば、緊急対応それこそ1床、ダブルで2床、3床になる場合も、場合によってはあるでしょうし、実際の運営上、逆に言えば、緊急対応だからと言って、1床をあけばなしにしておいて、レスパイトが5人も6人もお申し込みがあるんだけれども、1人断るということになってもいけないと思うので、括弧の中は緊急対応を含むというような表現にさせていただくともう少し自由な運営が実際上とマッチするんじゃないかなというふうに、思ったのがひとつです。

以上です。

○障害者福祉課主査 どうもありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

具体的な運用ということもにらんで、あけて待つのかというやり方もありますし、しかし、利用されたいという方が多かった場合どうなのかと、いろいろあるかと思しますので、表現の工夫をしていただければと思います。

それでは、よろしければ、ここで一たん第1部から第3部までの協議については一区切りとさせていただきますして、この後、パブリックコメント等の手続の関係について、事務局から説明をいただきます。

○障害者福祉課長 では、パブリックコメントの実施について、お知らせいたします。

この協議会を受けまして、またこれから合意決定、それから区議会の報告などもいたすわけですが、そういったことでパブリックコメントといたしまして、11月15日から12月15日までの31日間でパブリックコメントとして広く区民の方から御意見を賜ることになります。この11月15日号の「広報しんじゅく」にパブリックコメントしますというような掲載をいたします。それから、ホームページのほうでも記事をアップいたしますので、それらを含めまし

て、御意見を受け付けられるようにいたします。

この素案全文の閲覧は区内でいきますと区立の障害者施設、それから保健センター、特別出張所、図書館、子ども総合センター、勤労者・仕事支援センター、それから社会福祉協議会の中にあります視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーなどで素案については閲覧していただくことができます。

これを皆様にお配りしてもなかなか大変なので、そういったところで見ていただきたいと思っております。

それから、障害者福祉センターと、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーでは、概要版をこれから作成するんですが、その点字版を御用意いたしております。

それから、電子音声版、いわゆるDAISY版の概要版についても御用意いたしまして、障害者福祉課などで貸し出しもいたしますので、ぜひ金子（禎）委員なども視覚障害の方にも、そういったことで見ていただけるようになるということでもよろしく願いいたします。

それから、説明会でございますが、障害者団体それぞれの団体からの御要望も受けて、個別にも団体説明をさせていただきます。それから障害者団体連絡協議会のほうの会にも、お伺いして説明いたします。

それから、特別支援学校のPTAさんなどの御要望を受けまして、説明もさせていただきます。また、そういった団体や会に所属されていない方も多ございますので、そういった方たちを対象といたしまして、一般向けの説明会も3回開催いたします。

例えば、11月26日の水曜日は、10時から障害者福祉センターで、27日は、同じく10時から区役所の第1分庁舎で、28日金曜日は、夜7時から、働いていらっしゃる方もいらっしゃいますので、区役所の第1分庁舎で説明会をいたします。手話通訳のほかに要約筆記障害者、それから点字版の素案の概要版なども対応いたします。

そういったことですので、これは詳しくまた広報等に載りますので、御確認いただきまして、皆様にもお知らせいただきまして、それでなるべく幅広い御意見を賜ればというふうに皆様のほうにお知らせする予定でございます。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま、御説明がありましたけれども、11月15日から31日間にわたりまして、12月15日までであります。パブリックコメントが実施されるということでもあります。広報、ホームページ、幾つかの説明会、ぜひ各委員からも関係のところには声をかけていただければありがたいと思っております。

このパブリックコメントの進め方について何か御質問とかありましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、御了解いただいたものとして、加藤さんどうぞ。

○加藤委員 質問はどれぐらい時間をとるのです。

○障害者福祉課長 失礼いたしました。1時間ほど、説明自体は余りなくてもと思いますので、30分ほどで説明させていただいて、その後、質問などもお受けできればと思っています。

○村川会長 よろしいでしょうか。

それでは、特段ないようでございましたら、報告が了承されたということで進んでいきたいと思えます。

それでは、本日の議事意事項の3点目としまして、新宿区障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定に当たっての区の障害者自立支援協議会からの提言ということで、ペーパーもいただいているかと思いますが、それでは、この関係につきまして、春田委員さんから御説明をお願いいたします。

○春田副会長 春田です。よろしく申し上げます。

今週の火曜日の14日に、障害者自立支援協議会の会合をもちまして、それで、この推進協議会に対する提言書を作成をしましたので、それがお手元にあるちょっと長いですが、提言書でございます。私どもの委員で、精神科のお医者さんがおまして、A4の14ページという長い精神科における疾患や障害の概念という教科書みたいなのが出ました、それを議論しまして、3番目の区民に対する障害理解の推進についてというところは、以前よりボリュームはちょっとふえました。それは、上から4行目のところの発達障害、高次脳機能障害、「機能」が抜けていますけれども、「高次脳機能障害といった新しい障害の概念や」というところの文章であります。

なかなか3障害と言っても、3障害の中の精神障害というのは、理解されてないという、当事者からの声も結構ありますので、それをちょっと補強したということでもあります。

それから、最後の2行なお書きがありますが、これは何かというと、役人がつくった文章というのは、どうもよく難解でわからないという批判が出ました。役所の文章は何を言っているのかよくわからないところがある、もっとわかりやすく書いてほしいという要望が出まして、それで、意識的にこのなお書きをつけさせていただきました。

以上であります。

○村川会長 ありがとうございます。



○障害者福祉課長 一言補足というか、まず、自立支援協議会という位置づけについてちょっと御説明させていただきます。

この障害者自立支援協議会ですが、障害者団体の代表の方のほか、就労支援機関の委員さん、それから権利擁護にかかわる委員さん、それから学校関係の方、相談支援事業所の方、民生委員の方、お医者様、先ほど出ました。それから不動産業事業所など、大変幅広い委員構成からなっておりまして、障害者のための社会資源や相談に関してのいろいろな地域の関係機関の連携などの協議を行っている機関でございます。

この第4期障害福祉計画の策定に当たりましては、障害福祉計画というのは自立支援協議会の意見も聞いてくださいというふうになっておりますので、今回、この提言は出ておりません。

権利擁護部会、それから相談支援部会という2つの部会を持っておりまして、先ほど委員がおっしゃいましたように、協議を行ったものですが、こちらにつきましては、特に権利擁護のほうで、各事業所を回りをまして、事業所の余りにいろいろな現状が千差万別である、それから内容について、この状況でいいのかなという危惧もされたというようなそういう実践の積み重ねから、今回こちらの提言が出ているということでつけ加えさせていただきます。

○村川会長 ありがとうございます。

今、課長さんからも触れていただきましたような経過があつて、この自立支援協議会、日常的に協議が行われているということではありますが、その立場から、このペーパーがこちらに寄せられてきたということでございます。大きく、3項目が掲げられておりまして、1つ目の障害者への社会的障壁を取り除くための配慮の推進の関係については、第1部でここでも書かれております障害者差別解消法の制定、また、これが非常に今後大きな意味を持つてくるということで、ここでは国民の一人一人と書いてありますが、法律上はそうかと思いますが、区民の方々に広く理解を求めていくと。また、社会全体で差別解消に取り組むことが重要ということかと思っておりますので、そういう流れについては、第1部の最初のところで表記がございますが、さらに加筆の必要があるのかどうか、まちづくり等については、具体的に第2部を中心に、バリアフリー、あるいはまたユニバーサルデザインという観点からも、今後の対応について記されているところで、この文章でも区が率先して取り組むようということも触れていただいております。ただ、この点については、この社会環境全体の整備については、区が行うべき部分、東京と国が行うべき部分、あるいは、交通機関等については、JR、私鉄、その他、いろいろ関係機関にも努力を求めていくということがあることは十分留

意していくべき点かと思えます。

また、大きな2点目として、サービスの質向上について、幾つか御指摘と言いますか、御意見、今、課長さんからもありましたように、グループホームなど、あるいはその他の事業所でも千差万別と言われるくらい違いがあるわけですので、そこのところは、これは私どもの協議会ということよりも、現実に、むしろ自立支援協議会の中で意見交換、あるいはその他違いがよい意味で克服されるあり方が何であるのか、そこを追求いただくということもあると思われまじ、また、今後、区や機関、相談支援センターに求められる事柄なども触れられていると思えますので、これは実施上の事柄として、受けとめるという流れではないかという気もいたしますが、3つ目の大きなテーマとしまして、区民の障害理解の事柄でありまして、これはこの計画書の中でも第1部を初め、表現がとられております。権利擁護の関係、また、発達障害、高次脳機能障害の方々への概念ということもありますが、具体的な対応などなど、進めていかなければならない事柄、あるいはまた最後に、子どもたちの事柄についても触れられておりますが、これも第2部、第3部を通じて表現のあるところでありまじ、計画に全く盛り込まれていないということではなかろうと思えますので、この趣旨を受けとめて進んでいく。また、先ほどありましたようなパブリックコメントということで、区民の方々の幅広い御意見も受けとめて進んでいくということかと思われまじ、春田さんのほうで、何か特段こういう点はということございましたらお願いします。

○春田副会長 やっぱり議論になったのは、精神障害の人たちと学習障害とか言われる発達障害と言われる人たちとかで、非常に我々は日常的に使っている人はよくわかりますけれども、大体どんな障害なのかというのがわからないと思うんです。それが、非常に誤解を生んだり、差別を生んだりする要因になっているところもあって、極めて理解を本当にさせるというのはどうしたらいいんだというのは、簡単にはいかない課題だと思います。だけれども、その当事者団体とか、いろいろなところから訴え続けていくしかないんだと思うんですけれども、さっきの地域移行の話も飯田さんからありましたけれども、私も地域移行というのは、障害者が自然に地域でちゃんと生活できるという基盤整備をしない限りは、どうしようもない課題だと思っています。だから、時間がかかるかもしれないけれども、その周りの周辺の人たちの理解とかがやっぱりそこに絡んできて、バリアフリー化もされるかとか、いろいろな課題に飛んでいくわけで、私は当事者なり関係者が粘り強く頑張るしかないというふうに思っております。

○村川会長 ありがとうございます。

特に全体として、やはり地域移行という大きな目標が大事であるという御指摘かと思えます。また、それに向けては、基盤整備、これは日常生活が行われるところ、住宅的な要素を含めて、グループホームなどもあるかと思いますが、現実に地域社会の中で生活できる基盤整備、環境整備、この計画でもある程度触れられているかと思いますが、それを具体的に実現をしていく道筋を明らかにしていくということが大切かと思われます。

何か各委員からこの自立支援協議会のほうからの御提言を通じて、御意見などありましたらどうぞ。

○古澤委員 昨日、戸塚の民児協という民生委員の会がありまして、地域で私たち民生委員は直接障害者の方たちにお話ししたり、家族の方たちにお話ししたりということが多いわけなんです。特に大きなことを言うんですけども、日本というのは、障害者に対しての社会生活で一緒に生活するというのが非常に、私たち一般どうやって障害者の人たちに接していったらいいかということがわかっていない。例えば、目の見えない方、それから車いすの方、いろいろの障害の方がいらっしゃるけれども、それぞれに接触の仕方、会話の仕方というのが私たちはおどおどしてしまって、バスの中で奇声を発しているとか、きのうもいろいろ出ました。でも民生委員ってそういう方たちとのコンタクト、それから家族の方たちとの日常生活に対して、接触の仕方というのがやりがいがあるというか、いろいろのお話来るんですけども、家族の方というのが、当の障害者の人たちよりもどんなにか苦労されているということも感じています。そういった社会の人たちと障害者の家族、障害者の人たちとの接点というのが、先ほど御苦労されると思うんですけども、私、どうかかわりを持っていったらいいかわからないんですけども、紹介なり、地域のボランティアなり、障害者の方を自宅で見られる家族や障害者の方たちをもう少し社会に出せるような、そういった仕組みのあり方というのを余り感じていませんので、私たち。そして、自信を持ってというか、要するに障害者の人たちに、例えば車いすの方が来たら、車いすで歩いていて、何か今までに障害物がありませんかと、私もちょっと声をかけたら、とにかく段差が困る、段差がついて、老々介護をして車いすを押している方が、この段差さえ外国に行ったときはもうスルスルととても段差がなかったと言うんです。だから、そういう段差一つにしても、あのようにおっしゃって、これは地域の人たちが声を大にしないとだめなのかなって思ったりしましたし、全盲の方にお尋ねしたときに、車にぶつかったことがあると言って、道路の端に車がいて、ぶつぶつの点字ブロック、それを押していたらどんと車にぶつかったというんです。そういう本当にいろはのいが、また地域の人たちには教育されていないというか、自覚

していない、特に高田馬場の歩道なんですけれども、もう昼どきなんか見られたもんじゃないです。旗、各ラーメン屋さんの旗とか、たなびいてすごいですね。そういう道路を狭くしたりしている、そういうことが商店街にできない、それも困ったことで、あれはもう一生無理だよという声を聞きますと、何か地域の教育が自覚というものを誰がやったらいいかということで今いろいろ聞いていまして、ちょっとお話ししたんですけれども、根本の地域の人たちというのと障害者との接点というのが余りにも少ないと思いますので、今後、そこら辺を取り上げていただけたらと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

民生委員というお立場で、障害のある方、御家族と接される中で、また、地域社会の持つさまざまな問題点を御指摘いただいたと思います。バリアフリーということもありますが、同時に区民の方々に十分理解をいただいて、時として配慮に欠ける人がいたり、あるいはまた商店というのか、いろいろな事業体の自己PRのために、障害のある方にとって非常に不便な、不利益な設定というのか、そういったことはこれは解消する方向でぜひ考えていただきたい、きょうは、この場には、いらっしゃいませんが、商店街の関係、町内会の関係、各方面に御理解をいただいていく必要もあると思います。

また、既に全国的には、差別解消法が制定をされたところで、実施が数年後に迫っておりますけれども、それに向けて、区民の方々に対する啓発活動、そういったことをぜひ区役所初め、関係機関に粘り強く取り組んでいただければと思います。

社会福祉協議会吉田さん、何か関連してございますか。

○吉田委員 社会福祉協議会では、成年後見センターの受託を受けたり、視覚・聴覚障害者コーナーを置かせていただいて運営を担当させていただいている。

そして、区内の全域に各地区担がおりますので、さまざまな会を通じて、現状の地域課題等も把握しているところです。

そして、今回の計画を拝見させていただいて、該当するところは目を通させていただいていますし、少なくとも、作業部会の皆様、あるいは今回のメンバーの皆様の御意見というのがこれだけ具体的に反映されていることを社会福祉協議会としてもしっかりと踏まえながら、今後の活動に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○村川会長 ありがとうございます。

引き続き社会福祉協議会にもいろいろなところで御活躍をいただきたいところであります。それでは、この場といたしましては、自立支援協議会からいただいております御意見を基

本的には受けとめていくということで、この後の最終的な取り扱いの中で、かかわらせていただきたいと思いますが、具体的なところはそういうことでよろしいでしょうか。

飯田委員さん、お願いします。

○飯田委員 春田委員や古澤委員のお話の流れでなんですけれども、ちょっとお話を伺っていて、いろいろちょっといろいろなことを思い出してしまってちょっと動揺してしまっているんですけれども、やはりこういう障害ノーマライゼーションということをずっと10年間かかわらせていただいてなかなか改善されないなということを考えている中で、自分も子どもを育てている中で、いろいろな壁にぶつかっていく中で、やはり知らないから近づけない、壁かできてしまうという部分が大きいんです。やはり何回か委員会では申し上げているんですが、そういったときに、ある程度偏見ができてしまった大人よりも、子どもの純粋な目って何よりも本当にノーマライゼーションの基礎になっている部分がございます、そういう部分でも、学校教育がとても大事なんです。今、発達障害ということに関して言えば、66ページにも書いてあるんですが、28ページに通級学級を各拠点校につくるという割と今までは隔離されてきた障害児たちを、学校の中で教育していこうという流れが、他区ですとか、外国ではもう既に取り入れられている仕組みではあるんですけれども、それが日本でもというか、新宿区でも28年からされているということになっているんです。現状を考えたときに、やはり自分も現場をいろいろ見ていく中で、恐らくこの各校に教室を配備するためには、補助教員を積極的に採用されていたり、いろいろな取り組みも教育委員会のほうでされているのは知っているんですが、やはり自分が現場や実体験としてや、継続して現場を観察している中で、やはりそれこそ指導者のレベル、格差がありますし、指導者自体がある程度偏見を持って子どもたちに接している現状があるんです。その中で、そういう状況の中で、こういう各拠点校に1室通級という形が始まったときに、今までのように普通学級の中に支援員がついてみんなと一緒にやってきたことはあえて取り出して教育するということが、ほかの子からどう見られるかということがすごく、また新しい偏見を生まないかということをととても心配しています。ですから、今の現状からすると28年に各拠点校に教室をつくってということは、人材的にもどのくらい充実した内容になるかがとても心配でもあるんですけれども、何よりも、とにかく偏見を生まない、障害って言っちゃうと何か言葉が悪いんですけれども、特に発達障害の場合は、本当に一人一人が違いますし、本当にいいところもいっぱいありますし、障害と言われていることもできるようになることがいっぱいありますし、できていることか実はもうそこまでも普通の人ができる努力の本当に何百倍、何千倍の努力をして頑張ってきて

いることなので、少なくとも、その子どもたちが学校教育という1日を過ごす大きな場で、悲しい思いをしないように、そこで学校教育の場であつたお友達というのは、結局その地域で生きていく中において、大きな助けになることは確かなので、これから特別支援を進めていくに当たって、今回、教育委員会の方がいらしていただいているということですので、この28年の特別支援教室の導入に当たっては、とにかくくれぐれも本当に校長先生や教頭先生のお考え方、啓蒙のあたりのこととかから始まって、とにかく子どもたちが……とにかくすべての本当に今枠組みとしては、目の見えないお子さん、耳の聞こえないお子さん、みんながばらばらで各地域にいるような状態ですけれども、とにかく全てのお子さんが幸せになるような地域づくりをつくっていただきたいと思います。

本当は発達障害のコラムもあるようで、もし下書きとかがあれば、見たかったなと思ったんですけども、そういったところの記述も、発達障害というのはかなり新しい考え方なので、学者さんや、お医者様、それぞれの団体ごとに捉え方が本当に通り一遍、その団体の特化した部分ばかりを書いているような形になるんです。本当に、多岐にわたっておりますので、とにかくそういうところと全体的に網羅、とても難しいことだとは思いますが、網羅した内容、そして決して、発達障害というこの言葉に障害という言葉によって壁ができないようなコラムづくりをぜひお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○村川会長 ありがとうございます。

飯田委員さんからは、学校を含む地域づくりと言いますか、偏見のない、また人権尊重ということが基本でありますけれども、障害のあるお子さん、あるいは方々が、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような、また、周囲の関係者も偏見を克服して、進んでいただけるような環境づくりということは大事なところであります。

また、飯田さんから御指摘いただきましたが、第1部のペーパーを2枚ほどめくっていただきますと、目次の次にコラム一覧ということで、この計画書の具体的ところでわかりやすくするために幾つかの情報提供のコーナーが予定をされておりますので、そういった工夫も含めて、わかりやすく投げかけていくということは大事な方法かと思ひます。

それでは、ちょっと審議時間ほとんどなくなって……手を挙げられた。

はいどうぞ。

○教育支援課特別支援教育係 教育支援課特別支援係佐藤です。

飯田委員のおっしゃつたお気持ちがとってもよくわかります。28年度から進める特別支援

教室構想についての目指すところは、発達障害が特別なことではなくて、もちろん悪いことでもないし、隠すことでもなく、いいところもいっぱいあって、そこを伸ばしていく必要があって、だから、特別なこととして通級指導学級に通うのではなくて、通常の学級の中で教員やほかの級友や保護者の方みんなで力を合わせて、みんなでやっていきたいという、通常の学級の中には学び方が違う子がいる、当たり前で一定の割合でいるんだということの意識改革が必要だと思っていて、今、教育委員会では、そういうことの啓発をするための研修資料をつくって、各全校に配布しました。各学校でそのような研修会を必ずやってくださいというお願いを今しています。そのようなことも含めて、教職員、それから保護者の方、それから地域の方の理解を推進していきたいなというふうに考えています。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、かなり時間を押してきておりますが、各委員からも御意見をいただきました。また、今自立支援協議会からいただきましたペーパー等を踏まえまして、よろしければ、片岡先生何か締めくくりの御発言をいただけるとありがたいんですが。

○片岡副会長 事務局が大変御苦勞されていることも含めて、新宿区の障害者福祉計画もだんだん地に足がついて、具体的なことも含めて、ただのバラ色のお話ではなくなっている気がとてもしています。ぜひこれで、皆さんで、頑張って進めていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

これまで十数年、片岡先生に一貫してかかわっていただいておりますが、計画というものが理想論、バラ色だけで描かれるというのではなく、現実を踏まえて、地に足が着いた中身のある計画として、そして今後3年間、数年間、きちんと実施していかなければなりませんし、関係のそれぞれの分野で、関係する方面で、御理解をいただいて、取り組みを深めていただければありがたいと思います。

それでは、春田さん、この協議会からの御意見をこちらの協議会としても受けとめるという、そういうことで進めていくということによろしいでしょうか。

○春田副会長 はい、よろしく申し上げます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、本日本日予定されました議事、細かい点はまたさらにもあろうかと思っておりますので、御質問等ありましたら直接障害者福祉課にお寄せいただくといたしまして、パブリックコメントの前の協議会としては、きょうが最終ということですので、きょういただきまし

た御意見を十分踏まえまして、パブリックコメントまでに必要な文言整理、表現の工夫、また、内容の深め方など、区役所、事務局で工夫をしていただくと同時に、パブリックコメントの前の確認については、僭越ですが、会長役であります私のほうに御一任していただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○村川会長 ありがとうございます。

この先は、パブリックコメントが進みまして、その上で最終的に年が明けて、来年の1、2月ごろかと思われませんが、この全体の協議会で、再び御審議いただきまして、最終的な計画原案ということになっていくかと思われしますので、引き続き御協力をお願いしたいと思いますが、最後に事務局のほうで触れていただく点がありましたらどうぞ。

○障害者福祉課長 全部会長のほうからお伝えしていただいたとおりでございますが、一応専門部会をもう一度パブリックコメント後に1回やらせていただき、2月ごろになるんですが、全体会で計画の確定とさせていただきたいと考えております。

あと、毎年パブリックコメントは結構こちらの計画にはたくさん御意見をいただきますので、そういったことでも反映がどこまでできるかも含めて、また御相談をさせていただくことになろうかと思えます。よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○村川会長 ありがとうございました。

それでは、この先パブリックコメントが進んでいくという事柄、そして、それを集約した上で一度専門部会を1月ごろかと思われませんが、開いて、整理した上で、2月ごろに全体のこの協議会を再びもたせていただくと、そういう流れかと思えます。

具体的な日程等につきましては、改めて区役所のほうからお出しいただきますので、御協力のほどをよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、第3回の障害者施策推進協議会、これにて終了とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

午前11時48分閉会